

違反対象物一覧表

令和3年1月12日現在

防火対象物		違反の内容		その他		
名称	所在地	違反指摘事項	違反の位置等	根拠法となる法令等の条項	防火対象物を管轄する消防署	
		現在、公表をしている違反対象物はありません				

●屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が未設置の場合は、火災の際に初期消火が期待できず、延焼拡大のおそれがあります。

●自動火災報知設備が未設置の場合は、火災の際に早期発見が遅れ、避難や初期消火が期待できず、延焼拡大のおそれがあります。